

文部科学省の取組

令和6年3月 第4回 木材利用推進本部

学校施設における木材利用の意義と効果

○学習環境の改善効果

- ・快適な室内環境と、落ち着いて学習に向かう雰囲気形成
- ・冬季の暖房時に室内全体を均質な室温とする温熱効果
- ・建物を環境教育などの教材としての活用

○地域コミュニティの形成

- ・学校づくりを通して、地域の結びつきを強める機会
- ・地域の活性化、木の文化の継承、自然・景観の保全などを考える機会

○地球環境の保全

- ・鉄やアルミニウムに比べ、材料製造時の炭素放出量が少ない省エネ材料



普通教室前の多目的ホール

学校施設の木材利用の状況

令和4年度に新しく建築された全ての公立学校施設676棟のうち、**477棟（70.6%）が木材を使用**

木材を使用 477棟 70.6%



非木造 576棟 85.2%

※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

令和4年度に新しく建築された学校施設及び改修を行った学校施設では、**29,815m³の木材を使用**

木材利用を推進する財政支援

○公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（国庫補助）

「新增築事業」、「改築事業」、「大規模改造事業」等において、
公立学校施設の木造化及び内装木質化の補助を実施。

新增築・・・・・・・・・・ 1 / 2（原則）

改築、大規模改造等・・・ 1 / 3（原則）

- ①脱炭素社会の実現に資するため、令和4年度より学校施設の内装木質化を標準化。
- ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を5.0%加算。

学校施設の木材利用の普及・啓発

○学校施設へ木材を活用するための手引書パンフレットの作成・配布

木の学校づくり
その構想からメンテナンスまで



木材を活用した学校施設を計画するために必要となる知識及び技術を容易に理解できるようにその留意点について幅広く具体的に解説。

木の学校づくり
学校施設等のCLT活用事例について



CLTを活用した学校施設等の事例集をまとめ、広く紹介したものです。

○木材を活用した学校施設づくり講習会の実施

学校設置者等を対象とした「木材を活用した学校施設づくり講習会」を毎年度開催。

有識者を講師として招き、設計、施工手法などについての講演や、実際に木材を活用して整備した学校施設の自治体から整備時の具体的な取組などについて情報を広く発信。

令和5年度 講習会の様子
(東京会場)



国土交通省の取組

- 官庁施設の整備における木材の利用を積極的に推進する。
- 木造化や木質化を図る際に使用する技術基準類を整備し、広く情報提供を行う。

実施事業での木造化・木質化



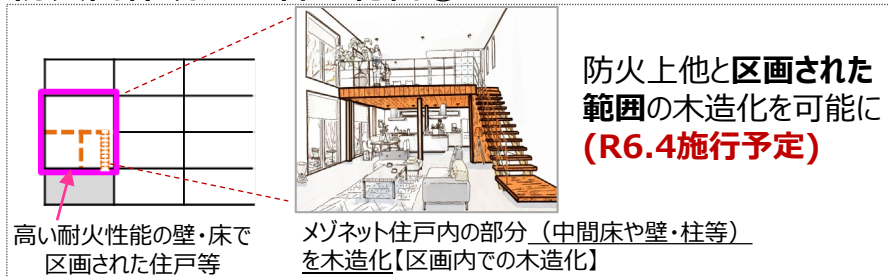
公共発注機関における木材の利用のための環境整備

- 技術基準類の整備 : 公共建築木造工事標準仕様書、木造計画・設計基準 等
- 多様な木造化に向けた取組 : 試設計例・事例集の公表 等
- 人材の育成 : 研修の実施（国土交通大学校） 等

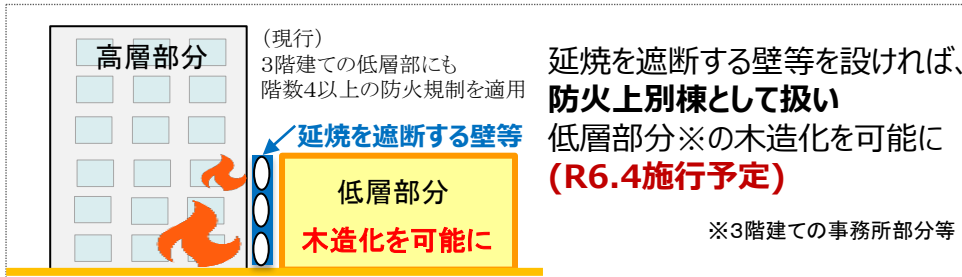
①規制の合理化

○実験で得られた科学的知見等により**安全性の確認等を行い、構造関係及び防火関係の規制を順次合理化。**

防火関係規定の合理化例①

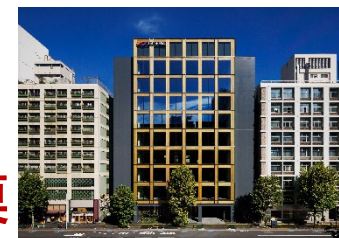


防火関係規定の合理化例②



②先進的な技術の普及の促進等

○木造化の普及に資する優良なプロジェクトや設計者の育成に対して支援し、**中大規模木造建築物の整備を促進。**



地下1階・地上9階建て
混構造オフィスビル



集成材とCLTを使用した
都市型木造集合住宅

写真@坂下智広

③住宅における木材の利用の促進

○**国産木材を多く活用する住宅において、使用量を分かりやすく表示する仕組み（国産木材活用住宅ラベル制度）の運用が開始**され、消費者の選択を促し国産木材活用の一層の促進を図る。



国産木材使用量に応じて3段階で表示。

住宅に使われたスギ材を立木本数に換算して表示。



環境省の取組

令和6年3月26日



木材の利用に関する環境省の取組



- 建築物等における木材利用の促進は、脱炭素（ネット・ゼロ）のみならず、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）の観点からも重要。
 - ・ 環境省ではこれまで、大林グループ、ウッドデザイン協会、日本生命保険相互会社と「建築物木材利用促進協定」を締結。
 - ・ 建築物・住宅に関する補助事業において、同協定に基づき木材を用いる事業に対して優先採択枠を用意し、本年度3件を採択。
 - ・ 国立公園等の所管施設において木材利用の促進。

補助事業における取組

「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業」において、木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業を、本年度3件を優先採択。また、CLT等の新たな木質部材を用いる事業をこれまで16件採択。



CLTを用いたZEBの事例（東北ボーリング株式会社）



国立公園等所管施設における取組

- ・ 国立公園等のビジターセンター、休憩所及び木道等整備に当たっては、自然素材を使用し、木材利用の促進に努めている。
- ・ 国産材、県産材及びCLTを活用している。

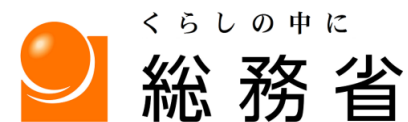


阿寒摩周国立公園 川湯ビジターセンター



山陰海岸国立公園 鳥取砂丘フィールドハウス風紋館

第4回木材利用促進本部



総務省の取組

令和6年3月26日

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について

- 国・地方公共団体は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に基づき、公共建築物における木材の利用に努めるなどとされている。
- また、建築物一般における木材利用を促進するため、協定の締結や必要な措置を講ずるよう努めるなどとされている。

都市(まち)の木造化推進法のポイント

<国の責務> (第4条関係)

- ・ 国は、基本理念にのっとり、木材利用の促進に関する施策を総合的に策定・実施、自ら率先して公共建築物における木材利用に努めなければならない 等

<地方公共団体の責務> (第5条関係)

- ・ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて施策を策定・実施、公共建築物における木材の利用に努めなければならない

<基本方針> (第10条関係)

- ・ 木材利用促進本部(本部長:農水大臣、本部員:総務・文科・経産・国交・環境大臣)は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定める

<建築物木材利用促進協定> (第15条関係)

- ・ 国又は地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結することができる
- ・ 地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努める

【基本方針(令和3年10月1日本部決定)のポイント】

【地方公共団体による取組】

地方公共団体は、法に規定する責務を踏まえ、公共建築物における木材の利用の促進はもとより、建築物一般における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たす

【建築物木材利用促進協定制度の活用】

地方公共団体は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対して制度を積極的に周知するとともに、協定を締結した場合には必要な措置を講じるよう努める

総務省の取組（総務大臣通知の発出等）

- 令和4年1月21日付けで、総務大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、以下の取組を依頼
 - ・ 庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進のため、地域活性化事業債の活用を積極的に検討していただくこと
 - ・ 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定の締結について積極的に働きかけるとともに、協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行うこと
- 令和4年4月1日付けで、地方公共団体宛に地域活性化事業債の活用について通知を発出し、図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も本事業債の対象となることから、積極的な活用を依頼
- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議においても、継続的に依頼

地方財政措置

- 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備に地域活性化事業債(充当率:90%、交付税措置率30%)を充当可能
- 地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策等に要する経費を普通交付税措置
- 地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等、木材乾燥施設の整備促進等に要する経費を特別交付税措置(措置率0.5または0.3)

消防法施行令の改正の背景について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条の規定による建築基準法の一部改正により、建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化、防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設が行われた（令和6年4月1日施行）。

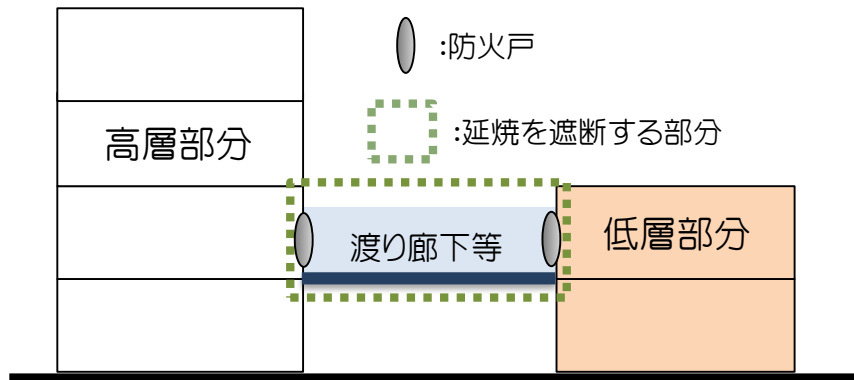
消防法施行令で定める消防用設備等の技術基準では、建築基準法令の防火規制を前提とした基準があることから、改正後の建築基準法令との整合性を図ることについて、「予防行政のあり方に関する検討会」（座長：関澤愛 東京理科大学教授）で検討を行った。

～建築基準法の改正概要（イメージ）～

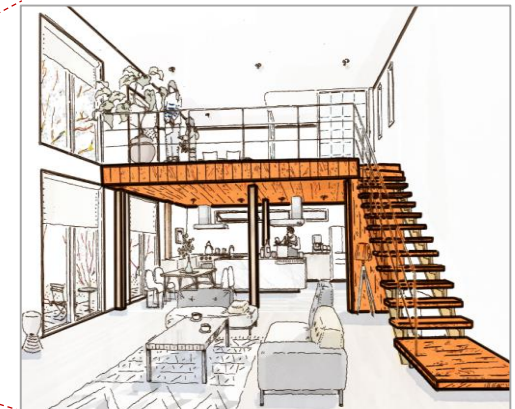
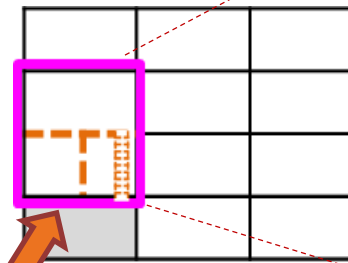
（改正前）大規模・高層棟の建築物は、主要構造部（壁、柱、床等）の全ての部分に例外なく一律の耐火性能を要求

（改正後）延焼を遮断する部分（防火戸等）を設ければ、防火上別棟として扱う

（改正後）延焼を遮断する区画（一住戸程度）内の木造化を可能に



□：延焼を遮断する区画



メゾネット住戸内の一部を木造化

これらの部分に木材利用が可能となる

消防法施行令の改正内容について

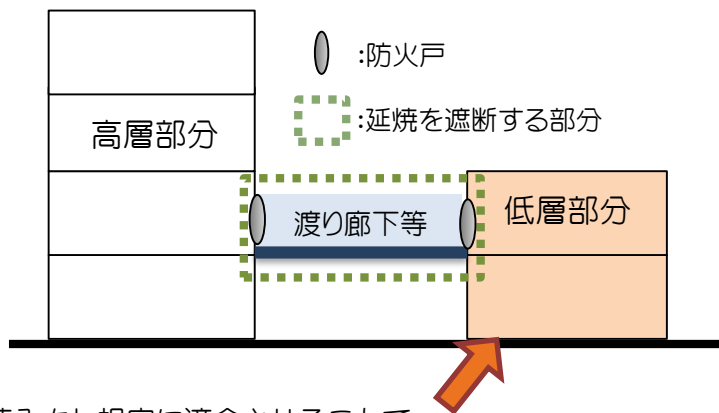
防火安全性の確保を前提として、建築基準法の改正と整合を図るよう、消防法施行令で定める消防用設備等の技術基準に係る規定を整備

1. 改正内容

(1) 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充 (令第8条)

- 建築基準法上の防火規制に係る別棟みなし規定と同様に、防火対象物が渡り廊下等で接続されていたとしても、防火戸や十分な耐火性能の渡り廊下等で延焼が遮断される場合には、それぞれの防火対象物を別の防火対象物とみなすこととする。

<高層部分に、渡り廊下を介して低層部分を接続した場合の例>



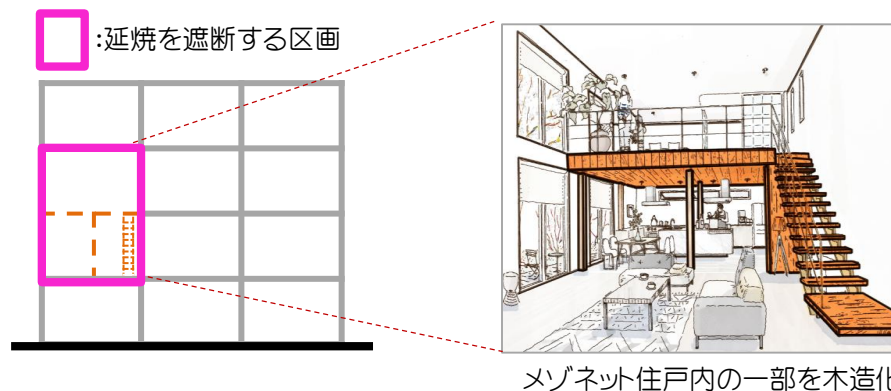
別棟みなし規定に適合させることで、
低層部分はその規模等に応じた簡易な消防用設備等で対応可能

2. 施行期日等

公布日 : 令和6年1月17日
施行期日: 令和6年4月1日

(2) 耐火建築物等の主要構造部(壁・柱・床等)に係る 木材利用の基準緩和(令第11条等)

- 改正建築基準法により認められた、延焼を遮断する区画内の主要構造部の一部に木材を利用した耐火建築物等については、火災時に建築物全体が倒壊・延焼しないことを要件としているため、主要構造部の全てが耐火構造の耐火建築物等と同様に、一部の基準(屋内消火栓設備の設置基準等)を緩和する。



【例】屋内消火栓設備の設置基準の緩和(マンションの例)

原則	面積	
	小 ←	→ 大
設置不要	設置不要	設置必要 (700㎡以上)
耐火構造	設置不要	設置必要 (1,400㎡以上)
耐火構造+内装制限	設置不要	設置必要 (2,100㎡以上)

↑ 今回の改正により、主要構造部の一部に木材を利用した耐火建築物等も
屋内消火栓設備の設置基準が緩和される

経済産業省の取組

令和5年度における木材利用促進に係る取組（経済産業省）

1. 各施策における木材利用の促進

- ① ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証支援（R5年度予算68.0億円の内数）
 - ◆ ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物※について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援
 - ◆ 補助額上限：5億円/年、補助率：2/3
- ※ CLT（注）を活用した建築物を優先採択
- （注）CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）・・・ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。
- ② 次世代省エネ建材実証支援（R5年度予算68.0億円の内数）
 - ◆ 高性能断熱材、蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材（木製サッシを含む）の効果の実証を支援
- ③ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業（R4年度補正予算1,000億円）
 - ◆ 高い断熱性能を持つ窓（木製サッシを含む）への改修に関する費用の1/2相当等を定額補助
 - ◆ 補助額上限：200万円

2. 各種イベントでの普及啓発

- ◆ 第51回角館町樺細工伝統工芸展
- ◆ アジア・ファニッシング・フェア2023
- ◆ Japan Home & Building Show 2023
- ◆ JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2023 等

3. 経済産業大臣賞（ウッドデザイン賞）

- ◆ 受賞作品：「Gywood® テーブル用天板」（ナイス(株)）
- ◆ 内容：面の柔らかさや硬度等が懸念される杉大径木に表層圧密技術を施すことにより、強度・硬度を向上させた軽量のテーブル用天板。既製の天板を取り外し、工事不要で取り換え可能なため、容易にオフィスや学習機のウッドチェンジを実現。廃棄物の発生抑制等、環境・資源保全に寄与。



4. 建築物木材利用促進協定の締結

- ◆ 協定締結者：
（一社）日本ウッドデザイン協会×国（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）
- ◆ 締結日：令和5年6月5日
- ◆ 内容：建築物での木材利用を促進するため、「木材利用の優良事例のショーケース」であるウッドデザイン賞を核に、世の中に木の良さや価値を再発見させる仕組みを構築し、脱炭素化と地域活性化に貢献することや、我が国の木材の利用促進を通じて、多様な事業者、一般消費者の木材への理解を深め、もって健全な森林運営と農山村の活性化に貢献する。

先進的窓リノベ事業の概要

- 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業：経済産業省
- 断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業：環境省

令和4年度補正予算：1,000億円

1 制度の目的

既存住宅における熱損失が大きい窓の断熱性能を高めることにより、エネルギー価格高騰への対応（冷暖房費負担の軽減）や、2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献、2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献を目的とします。

2 補助対象

高い断熱性能を持つ窓（木製サッシを含む）への改修に関する費用の1/2相当等を定額補助（上限200万円）（リフォーム事業者が申請し、住宅所有者等に全額還元）

※ 補正予算案閣議決定日（令和4年11月8日）以降に契約を締結し、事業者登録後（こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、事務局開設日（令和4年12月16日）（開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日）以降）に着工したものに限り。

補助対象

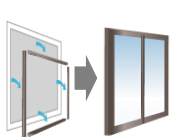
窓のリフォーム工事

高性能な断熱窓
(Uw値1.9以下等)
へのリフォーム

内窓設置



外窓交換



ガラス交換

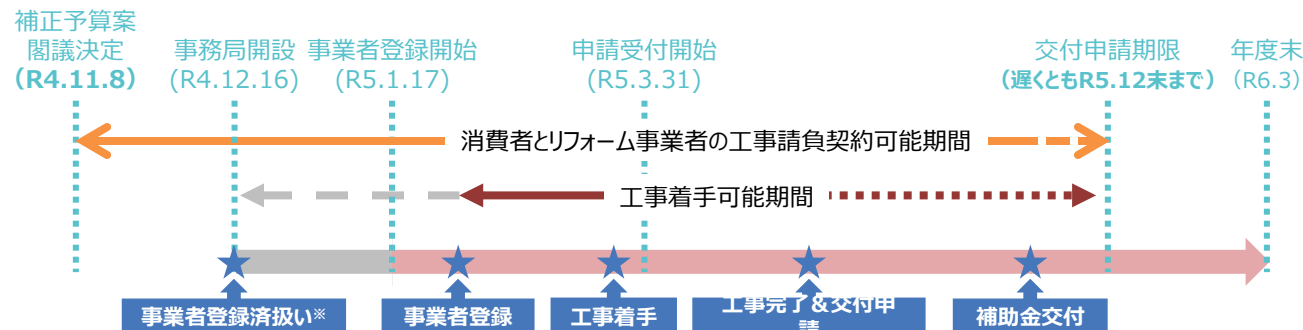


補助額の例

例：戸建住宅・低層集合住宅

	グレード	大きさの区分		
		大 (2.8㎡～)	中 (1.6～2.8㎡)	小 (1.6㎡未満)
内窓設置	SS	124,000	84,000	53,000
	S	84,000	57,000	36,000
	A	69,000	47,000	30,000
外窓交換	SS	183,000	136,000	91,000
	S	124,000	92,000	62,000
	A	102,000	76,000	51,000

3 手続き



詳細はこちら（先進的窓リノベ事業 事務局HP）



<https://window-renovation.env.go.jp/>

※ 既にこどもみらい住宅支援事業（国交省）の事業者登録をしているリフォーム事業者は、今後所定の手続きを踏むことを前提に12月16日時点で事業者登録済扱いになり、工事着手が可能です。

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和6年度予算案額 **57億円（68億円）**

事業の内容

事業目的

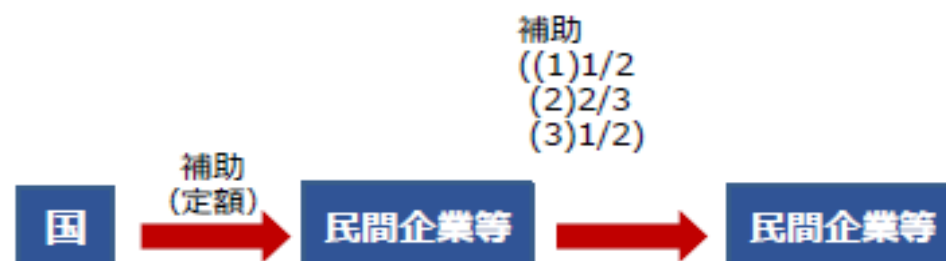
大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とする。

事業概要

- （１）ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援
超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する。
- （２）ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。
- （３）次世代省エネ建材の実証支援
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する。

※（１）については、過去に採択した複数年度の案件の実施分。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し（約6,200万kl削減）達成に寄与する。
令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

※（２）CLT等の新たな木質材料を一定量以上使用した場合に優先採択

（３）補助対象商品に木製サッシや木質調湿建材等が含まれる

農林水産省の取組

MAFF
農林水産省





○農林水産省では、これまでに、木材利用や木造建築に関わる団体や企業等との間で、15件の協定を締結。
(令和5年度は新たに6件の協定を締結)

<農林水産省における協定締結状況（令和5年度）>

事業者等	国側	協定締結日
ナイスグループ	農林水産省	令和5年5月9日
(株)良品計画 (株)MUJI HOUSE	農林水産省	令和5年5月31日
日本木材防腐工業組合	農林水産省	令和5年6月1日
(一社)日本ウッドデザイン協会	農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	令和5年6月5日
日本生命保険相互会社	農林水産省 環境省	令和5年10月17日
(株)シロ	農林水産省	令和6年3月11日

※上記のほか、①(一社)全国木材組合連合会、②全国建設労働組合総連合、③野村不動産ホールディングス(株)・ウイング(株)、④(株)アクト、⑤(一社)JBN・全国工務店協会、⑥(一社)日本木造耐火建築協会、⑦(株)竹中工務店、⑧(株)大林組・(株)内外テクノス・大林新屋和不動産(株)、⑨日本マクドナルド(株)(計9件)と協定を締結

株式会社シロ × 農林水産省

『株式会社シロにおける木材利用拡大に関する建築物木材利用促進協定』



(株)シロは、建設予定の店舗やホテルの整備において、地域材を積極的に利用する設計を基本とし、5年間で計500㎡の地域材を利用。その際、森の都合に合わせた材の利用や、顔の見える関係での直接取引を基本とするなどにより、山林の保護及び再生による活性化、地域材活用の普及啓発、山林業従事者の雇用創出を図ること等を内容とする協定を、農林水産省と締結。

ウッド・チェンジ協議会～川上から川下まで建築物木材利用プラットフォーム～

- 民間建築物等における木材利用の促進に向けて、経済・建築・木材供給関係団体など、川上から川下までの関係者が広く参画する官民協議会「ウッド・チェンジ協議会」を令和3年9月に立ち上げ、課題解決のための検討を実施。
- 5つの小グループでは、建築主等が民間建築物での木材利用を検討する際に参考となる普及資料を作成し公表。

○参加団体等

・会長：隅 修三（東京海上日動火災保険株式会社 相談役）

・団体・企業等：

(公社)経済同友会	(一社)日本経済団体連合会	日本商工会議所	(一社)住宅生産団体連合会	
(一社)日本建設業連合会	(一社)JBN・全国工務店協会	(公社)日本建築士会連合会	(一社)日本ビルディング協会連合会	(一社)不動産協会
全国森林組合連合会	(一社)全国木材組合連合会	(一社)中大規模木造プレカット技術協会	(一社)日本林業経営者協会	
全国知事会	全国市長会	全国町村会	みなと森と水ネットワーク会議	
ウッドソリューション・ネットワーク (農林中央金庫)	(公社)国際観光施設協会	(一社)日本プロジェクト産業協議会	(公財)日本住宅・木材技術センター	

+ 24企業

・研究機関：国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所

・関係省庁：総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省（事務局）



※令和5年12月時点

5つの小グループ

木材利用環境整備G

川上から川下の関係者間の連携のあり方や、ビジネスの中での木材利用促進に向けた検討 等

情報発信G

木の良さや効果等の事例収集・情報発信方法の検討 等

木造化モデル作成G

低層小規模建築物G

建築主等や地域の工務店・建設会社等をターゲットにした具体的な木造建築モデルの検討 等

中規模ビルG

高層ビルG

事例集を活用した施主等への理解増進 等

～木造化・木質化の普及資料の例～



低層小規模建築物の木造化



中規模ビルの木造化



内装での木材利用

建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ

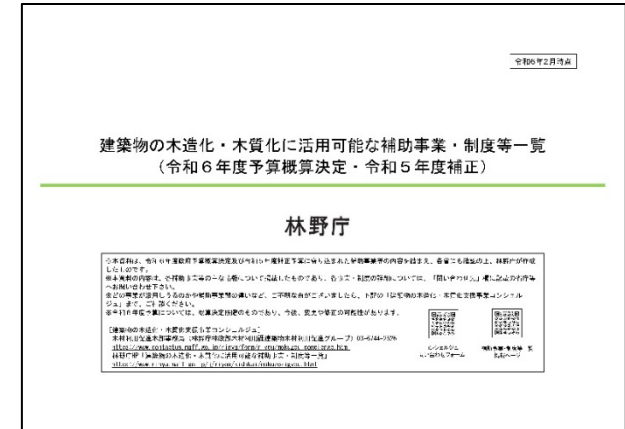
- 地方公共団体や事業者等が建築物での木材利用に取り組みやすくなる環境づくりの一環として、木材利用促進本部事務局に、国が実施している建築物の木造化・木質化に関する支援事業・制度等に関する一元的な案内窓口を設置（令和5年2月）。
- 設置から1年間に、企業や地方公共団体等から174件の相談に対応。

窓口設置場所

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課）

相談受付方法

- ・電話
- ・林野庁HP木材利用促進本部サイト上の問い合わせフォーム。



コンシェルジュ案内内容

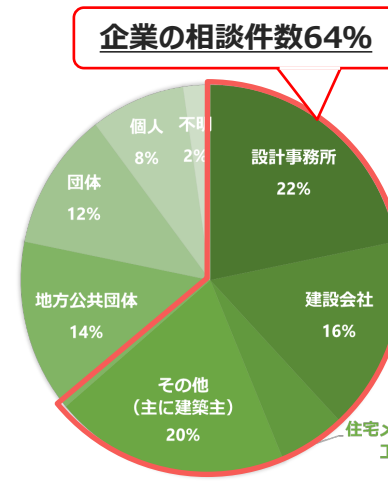
林野庁が他の省庁にも照会し取りまとめた「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」等を基に、建築物の用途等を踏まえて活用可能と考えられる事業等の概要や担当者をご紹介します。

コンシェルジュについて詳しくは
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/honbu.html>



相談実績

①相談者別の件数割合



②木造化・木質化を検討している建物の用途

